

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。	1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性 今年7月3日に中央監視システムに生じた不具合の原因は、落雷の過電流により、計装リモート盤内の電流設定集合端末器及びメーター計量端末が故障したことによるものである。 本修繕工事は、故障した機器を取り換えるだけでなく、不具合が生じた中央監視システムとの調整作業など両方を熟知していないと困難な作業である。また、落雷対策として、避雷器を追加で設置するなど、既設の機器との調整を要する。 2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明 当該計装リモート盤は令和6年3月に受変電設備改修工事で改修したもので、請負業者はサンテック(株)である。 また、当該業者は今回の不具合にかかる仮復旧についても、応急対応したところである。仮復旧であるため、本修繕を早急に行わないと、計装リモート盤及び受変電設備自体に影響を及ぼす危険性がある。 当該計装リモート盤を設置したサンテック(株)は、機器の詳細を熟知しており、早急な対応が可能であり、交換箇所の特特定や中央監視システムとの調整を伴う修繕工事を行うことができる。

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。